

世田谷区告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

40-4

2 変更の区間

世田谷区下馬六丁目51番83の内から51番4の内まで

3 変更の区域

延 長 13.71メートル

幅 員 0.03メートルから0.17メートルまで

面 積 1.45平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年7月10日

案内図

	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）
---	---------------------

街区	下馬六丁目 4 3 番
----	-------------

